

# はしがき

広島大学高等教育研究開発センター 第12代センター長  
藤村正司

本特集号は、センター創立40周年記念事業の一環として編纂されたものである。前回の30周年(第36集)が、客員研究員を含めて高等教育の各分野を網羅した回顧と展望であったのに対して、本特集号は専任教員(2012年4月現在)が担当する領域のレビュー論文である。文献の採択基準は執筆者に委ねられているが、重要な文献を別にすれば、主に2000年代以降に刊行された文献のレビューである。

周知の通り、この数年間に高等教育のリーディングスやレビュー論文が相次いで刊行されている。『高等教育』(塚原修一編, 日本図書センター), 『大学への進学』(中村高康編, 玉川大学出版部。以下同じ), 『大学の学び』(杉谷祐美子編), 『大学生』(橋本鉦市編), 『大学と国家』(村澤昌崇編), 『大学から社会へ』(小方直幸編), 『大学のマネジメント』(米澤彰純編), 『大学とマネー』(島一則編), 『大学と学問』(阿曾沼明裕編), そして『高等教育研究の制度化と課題』(日本高等教育学会編)などである。高等教育研究の蓄積と専門分化が進行したことから、テーマ別に整理・解説し、一定の羅針盤を内外に示すと共に外部から課題を検証してもらう企画であったように思う。

ところで、30年以上前に、当時カリフォルニア大学の高等教育センター長であったM.トロウが、設立間もないセンターの役割と関わって高等教育研究の新しい方向性として4類型を提示したことがある(M. Trow & M. Burrage, (ed.), *Twentieth-Century Higher Education*, The Johns Hopkins University Press, 2010, pp.369-371)。分類の軸は、研究対象が高等教育の公的側面(財政, 経営, ガバナンス, 高等教育システム)か, 私的側面(教室の中の教授=学習過程, 学生のアドミSSION, 教員の採用・昇進, 研究と教育の関係, 研究がディシプリンやカリキュラムに及ぼす影響)であるか。もう一つの軸は、応用研究か基礎研究かである。

したがって、研究カテゴリーは、「公的・応用研究」、「公的・基礎研究」、「私的・応用研究」、そして「私的・基礎研究」となる。むろん、二つの軸は厳格なものではなく、すべての高等教育研究が4つの分類に収まるわけでもないが、トロウによれば多くは分類できるという。しかし、トロウが期待したのは、センターの研究活動を4つのタイポロジーに分類すると同時に、研究類型相互のレリバンスを重視することであった。例えば、「公的・基礎研究」の範疇に入る高等教育の比較・歴史的研究と「公的・応用研究」に与する管理運営の関連性、あるいは新たな管理運営が「私的・応用研究」(教授・学習過程)に及ぼす影響である。トロウがこのような類型間のレリバンスを重視した背景には、1960年代から進行した高等教育の大衆化と管理運営の強化によって大学の私的 생활が脅かされ、多様性が損なわれることに強い危機感をもったからである(M. Trow, 'The Public and Private Lives of Higher Education', *DAEDALUS*, 1975, pp.113-127)。

研究類型間の境界を渡るトロウのスタンスは、センターの運営に限ったものではなかった。それ

は、サッチャー政権時代に大学に対して行われた容赦ない仕打ちを厳しく論じた二つの論文にも現れている。一つは、「高等教育における信頼、市場、説明責任—比較的考察」(『高度情報社会の大学』玉川大学出版部、所収)であり、今一つは「管理主義とアカデミック・プロフェッション：イギリスの事例」である。この二つの国際比較研究は、*Higher Education Policy*に1988年から2013年まで掲載された1,172論文のなかで最も引用頻度の高い論文である (J. Huisman, 'Higher Education Policy: The Evolution of a Journal Revisited', *Higher Education Policy*, Vol. 26 (4), 2013, pp.433-445)。トロウの名声もあろうが、管理主義によって大学の私的生活に及ぼす問題を考察した論考が、イギリスを超えて広く各国の高等教育研究者の強い関心をひいた証左であろう。

このような研究類型間のレリバンスを問うスタンスは、現代のわが国の高等教育をめぐる政治経済的な文脈と重なるものがある。キーワード的に言えば、90年代から始まった規制緩和と18歳人口減を背景に生まれたユニバーサル化、雇用の悪化、そして公財政の逼迫である。これら三つの文脈は、日本のみならず諸外国の高等教育が直面する共通の課題であるが、なかんずくわが国の高等教育に閉塞感をもたらしている。90年代からの高等教育研究の制度化と専門分化の背景には、三つの文脈が大きく影響したように思う。実際、少子化と雇用の悪化を伴ったユニバーサル化は、高大接続のあり方や大学(院)教育の職業的レリバンスを問うようになってきている。キャリア教育、インターンシップ、社会人基礎力、汎用的能力などは、雇用可能性を高め、企業の求める人材とミスマッチを抑制しようとするものである。こうした方向性は、大学教育の目標やカリキュラム編成にも影響を与えている。

他方、公財政の逼迫を伴ったユニバーサル化は、大学教育の「質」を脅かすものとして理解されている。そこで、政府は限られた資源の有効活用のために国立大学の統合再編を促し、同時に大学間の機能別分化、多様化・個性化戦略を要請した。その一方で、私立大学では教育の質向上と学生確保に安価に対応するため、多様な形で大学間連携を模索するようになってきている。

財政難に苦しむ政府は、長年の懸案事項であった国立大学の管理運営の改革に着手した。政府は、財産権は所有しつつも、経営権を国立大学に委譲することで大学の自由度を高める法人化(間接統治=不在地主)に一気に移行させたが、同時に中期計画目標によって国立大学の規律付け(主人・代理人関係の構築)に成功した。法人化は、大学構成員の身分を慣れ親しんだ公務員法から労働法という未知の世界へ踏み込ませることにもなった。他方で、私学の公共性を一層高めるため私立学校法の一部を改正し、経営の透明化と相互チェックによるガバナンスの強化をはかった。いずれも同僚支配の強い大学固有の組織の中にヒエラルキーを導入することで、教授会自治から機関自治へ権限(人事権)を奪取し、効率化の達成(人件費抑制)と学長のリーダーシップが発揮しやすいガバナンス環境(学長裁量経費の拡充)を整備したのである。

しかし、このことは教員集団に対する信頼の縮小、経営と教学との間に一層の緊張関係ないしは面従腹背の心理を生みだすことになった。とは言え、国立大学の法人化以上に大きなインパクトを与えたのが、認証評価制度である。国立大学のみならず、公立・私立大学、短大、高等専門学校のすべてを覆い尽くす認証評価制度は、学位授与機構や大学基準協会等を認証評価機関としてオーソライズし、自己点検評価と第三者評価の義務化を通じて当該大学に膨大な負担を強いることになっ

たからである。これら大学の公的生活面の変化は、質保証、財務情報の開示による説明責任と評価、そして全学的な意思決定に資するIRなどをテーマにして高等教育研究者の関心を引いた。

ユニバーサル化、雇用の悪化、そして公財政の逼迫に加え、21世紀になって新たに登場したコンテキストは、グローバル化を背景にした「知識基盤社会」であり、グローバル化を組織的・戦略的に推し進める「国際化」である。政府が、国家の経済成長のための知識の生産とイノベーションの創出を大学に求めるようになったからである。教育面では、OECDの政策動向を反映して、2008年の「学士力答申」以後、教員が何を教えたかよりどのような学修成果が身に付いたか、あるいは自主的に学ぶ仕組みを作っているかという可視性が問われるようになり、「カレッジ・インパクト研究」を復活させた。カリキュラム・マップ、アクティブ・ラーニング、PBL、反転学習、ICTによる授業改善の導入、ラーニング・コモンズの設置、グローバル化対応の教養教育の拡充、学生調査による学習時間と学修成果のモニタリング、そして教育改善のためのPDCAサイクルの遂行などである。

こうした新たな教育の管理ないしは構造化は、多くの実践的・応用的研究を生み出しているが、大学の私的生活面にどのような影響をもたらしたのであろうか。PDCAサイクルは、フィード・バックというよりもフィード・フォア、つまりチェックを受ける前に調整が行われているのが実態であろう。また質保証の問題は、ジョイント・ディグリーの導入によって国際的質保証の水準にまで高められようとしているのである。

一方、研究面では、政府は国立大学の研究機能の強化のため、ミッションの再定義による教育研究サービスの可視化を試みた。また、研究大学強化促進事業によってあらかじめ有力大学を選定し、理工系を中心に優先順位の高いイノベーションを定めた。政府は、法人化後の10年間に運営費交付金を1,100億円削減したにもかかわらず、手綱を緩めるところか、政策誘導（大学教育改革支援プログラム）によって大学間でメンツを賭けた競争を組織するニュー・ガバナンスの手法を採用するようになった。こうして政府は、法人化という間接統治によって、むしろ政府の意図を組織の末端まで貫徹することができるようになったのである。しかし、論文生産性と質向上を同時に達成するために、〈競争〉に過剰な価値が与えられているから、結果として機会の平等、公正、そして格差に対する批判的眼差しがロールアウトする状況が生まれているのである。

このように複数の文脈が折り重なってわが国の高等教育は、長期的ビジョンを持ってないほど複雑、かつ熾烈な「競争的環境」に惑わされている。そうだとすれば、高等教育研究はかつてK.ポパーが指摘した「ピースミール・エンジニア」に禁欲的に徹し、政策の副作用を検証しつつ、暫時的・部分的に問題を解決する方向性が有益なのだと思う。本特集号に収められた論文は、専任教員の担当する専門領域について現状と課題を整理したものだが、2000年以降の社会経済的文脈を与みつつ、期せずしてトロウの言う高等教育研究の4類型相互のレリバンスを扱ったレビューになっている。

最後になったが、本特集号はセンター創立40周年を迎えた記念として企画されたものであるが、刊行が大幅に遅れたことをお詫びしたい。本特集号が、次世代の高等教育研究者に見取り図を提供できたとすれば幸いである。

平成26年8月